

青果物価格安定事業等の生産出荷計画作成に係る事務処理要領

公益社団法人福島県青果物価格補償協会（以下「この法人」という。）が行う青果物価格安定事業等に関し、共同出荷組織及び相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）が作成する生産出荷計画の取扱いは次のとおりとする。

第 一 青果物価格安定事業に係る生産出荷計画の取扱い

1. 生産出荷計画の作成

- (1) 交付予約数量の申込みをしようとする共同出荷組織等は、あらかじめ申込みをしようとする対象青果物について、別記様式により生産出荷計画を作成し、当該共同出荷組織等の地域に所存する市町村長（以下「市町村長」という。）に提出するものとする。
- (2) 共同出荷組織等は、生産出荷計画の作成に当たっては、県農林水産業振興計画に配慮し、関係指導機関及び団体の指導を受け、地域の生産計画に適合するものとしなければならない。

2. 市町村長による検討

市町村長は、提出された生産出荷計画の内容の検討を行い、適当と認められるときは、当該市町村の区域を所管する県農林事務所長に送付するものとする。

3. 県普及関係部所長による検討

- (1) 県農林事務所長は、送付された生産出荷計画の内容の検討を行い、適当と認められるときは、知事に進達するものとする。
- (2) 県農林事務所長は、前号の検討に当たっては、必要に応じて県農業普及所長及び市町村等の意見を聞くものとする。

4. 検討会の開催等

- (1) 知事は、進達された生産出荷計画を検討する為、この法人の会長理事及び全国農業協同組合連合会福島県本部（以下「JA全農福島」という。）県本部長等による検討会を開催するものとする。
- (2) 知事は、前号の検討に当たっては、広域の見地から需給及び価格の状況等を勘案して行うものとし、その結果、適当と認められないときは、当該共同出荷組織等を指導するものとする。
- (3) 知事は、生産出荷計画のうち交付予約数量について所要の調整を行い、その内容を県農林事務所長を経由して関係指導機関、市町村及び共同出荷組織等に通知するものとする。

5. この法人への通知

知事は、前項の結果をこの法人の会長理事に通知するものとする。

6. 交付予約数量の申込み

共同出荷組織等の行う交付予約数量の申込みは、「5 の (3)」により通知した内容に即したものとしなければならない。

7. 作成の日時

生産出荷計画作成に係る事務処理の日時は、知事が別に定めるものとする。

8. 重要な変更

「1 から 8」の規定は、生産出荷計画の重要な変更について準用する。

第 二 その他の事業への準用

1. 「第一」の規定は、特定野菜に関する事業に関する事業に係る生産出荷計画の取扱いに準用するものとする。
2. 特定野菜に関する事業については、前項の規定にかかわらず市町村長等への提出を省略することができる。

附 則

この規則は、公益社団法人福島県青果物価格補償協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規則の変更については、会長理事の決裁のあった日（平成 28 年 9 月 2 日）から施行し適用する。